

平成23年度 第2回府中市青少年問題協議会 議事録（要旨）

- 日 時 平成24年1月20日（金）午後3時30分～午後5時
- 場 所 府中市役所北庁舎3階 第1・2会議室
- 出席委員 22名  
高野副会長、松本副会長、山上委員、江田委員、佐藤委員、  
堺委員、西谷委員、本間委員、金子委員、川本委員、高橋委員、  
土方委員、吉野委員、松本委員、鎌田委員、大津委員、北島委員、  
・本委員、石塚委員、中村委員、石井委員、田中委員
- 代理出席 2名
- 欠席委員 6名
- 事務局他 15名
- 傍聴者 0名

資 料

---

1 会議資料

- (1) 平成23年度第2回府中市青少年問題協議会会議資料  
資料1…平成24年度府中市青少年健全育成基本方針（案）  
資料2…社会環境浄化活動について
- (2) 平成23年度における多摩児童相談所管内における現状
- (3) 府中市青少年健全育成情報紙 けやきち通信創刊号

## 次 第

---

### 1 あいさつ

### 2 議題

- (1) 平成24年度 府中市青少年健全育成基本方針（案）について
- (2) 府中市内における少年非行等の現状について
- (3) 児童相談の現状について
- (4) 社会環境浄化活動及び青少年健全育成情報紙の発行について

### 3 情報交換

児童・生徒の現状について

### 4 その他

### 5 閉会

## 議 事 概 要

---

### 1 あいさつ

副会長より、開会の挨拶が行われた。

事務局より、

- ・ 新委員紹介及び委嘱状の伝達
- ・ 欠席委員の報告
- ・ 配布資料の確認

が行われた。

### 2 議題

- (1) 平成24年度 府中市青少年健全育成基本方針（案）について

【事務局より、資料1に基づき平成24年度 府中市青少年健全育成基本方針（案）について説明】

お手元の会議資料1ページの資料1をご覧ください。

この資料の構成は、1～9ページが平成24年度青少年健全育成基本方針（案）、10ページが基本方針の項目の23、24年度比較表、11～20ページが23、24年度の本文の比較、という3部構成になっております。

さて、この基本方針につきましては、事前に委員の皆様方からご意見を頂戴し、また、市の関係課と調整をした中で、修正させていただきました。

10ページの比較表でもお分かりになるかと思いますが、施策の統合や配置変更をかなり行っておまして、目標と施策の関係がよりはっきりとなるよう、整理したものです。

それでは、11ページ以降の本文比較資料をご覧くださいながら、順次ご説明させていただきます。ちなみに、アンダーライン部分は付け加えられたもの、二重線は削除されたことを表しておりますので、ご承知おきください。基本方針の構成でございますが、まず、前文で青少年を取り巻く社会環境の現状とそれに対応する府中市の方針を述べさせていただきました。この部分につきましては大きな修正はございません。

また、重点目標につきましても、本年度と同じ5項目

- 1 「心のかよう温かな家庭作りの推進」
- 2 「地域活動への参画と地域社会との交流の促進」
- 3 「豊かな創造性と情操の育成」
- 4 「相談指導体制の充実」
- 5 「地域の社会環境浄化と安全確保の推進」

となっております。

次に、12ページ以降になりますが、5つの重点目標それぞれにつきまして、それを実現するための具体的な施策を挙げさせていただいております。

まずは、12ページの1「心のかよう温かな家庭づくりの推進」についてですが、これにつきましては、23年度とほぼ同内容でございます、「家族の触れ合い」「家庭での適切な養育」を重視し、対話や会話によって家族のきずなを深める機会の拡充に努め、家庭教育の重要性について啓発に努めるとしてあります。その推進のため、23年度と同じ5つの施策を実施することとしております。

次に、13ページの2「地域活動への参画と地域社会との交流の促進」についてですが、こちらにつきましてもほぼ前年度同様となっておりますが、地域のさまざまな社会活動、ボランティア活動への積極的な参加と世代を超えた交流を通じて、青少年が豊かな人間関係の中で社会性を身に付けられるよう支援と環境づくりに努めることとしてあります。

その推進方法として、記載の(1)～(5)の5つの施策を実施してまいります。また、(3)につきましては、「地域ボランティアとの連携」の部分をつけ加えております。また、(5)の具体的な例として、24年度に実施を予定しております「スポーツ祭東京2013のリハーサル大会」を加えさせていただきます。

続きまして、14ページ中ほどの3「豊かな創造性と情操の育成」でございます。

ここでは、青少年が芸術的、文化的あるいは自然体験などさまざまなイベントを体験するなかで、自制心や自律心、また、さらには豊かな創造性や情操を養うこととしてあります。

ここでも5つの施策を掲げておりますが、大きな変更点としましては、(5)として「野外体験・自然を知る機会の提供」を加えるとともに、23

年度の施策「高齢者と触れ合う機会の提供」「地域ボランティア等との連携」につきましては、それぞれ2の(2)「世代を超えた様々な人々との交流機会の拡充」、2の(3)「地域ボランティアとの連携による居場所づくりの拡充」に統合いたしました。また、23年度には3の(7)としてありました「特別支援が必要な子どもに対する理解の啓発」につきましては、場所を移しまして、4の(6)「特別支援教育の推進」といたしました。

続いて、16ページの4「相談指導体制の充実」です。

青少年や保護者が、いつでも気軽に悩みを相談できる体制を充実させるとともに、市民に対して相談機関の存在を周知することを目標としています。24年度は、16～17ページに記載のとおり(1)～(6)の施策を柱といたします。

主な変更点としましては、「青少年に対する相談機関の周知」、「若者自立支援体制の構築」、「地域、家庭との連携による食育の推進」そして「特別支援教育の推進」の4つの施策を加えて、施策の体系を整えております。

続いて、17ページの5「地域の社会環境浄化と安全確保の推進」です。

18ページに記載のとおり「事業者との連携」を、基本方針全体の重点施策としています。コンビニやゲームセンター、カラオケボックスなどの青少年の利用が多い事業者に対し、「青少年健全育成協力店」指定制度への参加や酒・たばこを販売制限、有害図書の閲覧販売の防止などを強く求めていきます。また、健全育成協力店指定制度連絡会を開催し、事業者や関係団体及び関係機関の連絡調整を図り、施策の充実に努めてまいります。

これ以外の施策につきましては、18ページ中ほどから20ページにかけて記載のとおり(1)～(7)の施策を実施してまいります。

主な改正点としましては、「(4)交通事故防止のための啓発」と「(7)暴力団排除条例施行に伴う青少年の啓発」を新たに加えております。特に

(7) につきましては、昨年10月に施行されました府中市暴力団排除条例に基づく施策ですが、暴力団に加入せず、暴力団による被害を受けないよう、警察と連携して青少年に対して指導・助言を行っていくというものです。

以上、23年度と比較しながら、平成24年度の青少年健全育成基本方針をご説明いたしました。

24年度の本市における青少年健全育成の根幹をなす基本方針であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**【意見・質問はなし、了承】**

(2) 府中市内における少年非行等の現状について

**【委員より説明】**

平成23年中の府中警察署管内における少年補導件数ですが、694件でございます。前年比で、256件増加しています。

補導種別といたしましては、深夜はいかい・喫煙が大半を占めています。

不良行為をしている少年たちの中には、クラブチームのチームメイトとしての繋がりや携帯電話、ブログ等を通じて知り合った者同士が仲良くなり、学区・市境を越えて不良行為グループを結成している者もおります。

複数の不良グループにまたがる少年もおり、同じ少年が異なるグループで補導される状況もみられます。いわば、その少年が他校、他市のグループとのパイプ役となり各不良グループが繋がっているといえます。

不良行為が繰り返される少年の家庭の大半は、家族の会話が少なく、また良好なコミュニケーションがとれていません。そのため、家族は少年の行動

の変化や気持ちの理解が足りず、一方、少年は家庭内での居場所を見出せず、結果として同じ境遇の仲間と行動を共にする状況にあります。

次に、犯罪少年の検挙状況ですが、平成23年中の検挙人員は113人で、前年比7人の増加です。

触法少年につきましては、4人取り扱いしており、前年比6人の減少となっております。

罪種別では、自転車盗や万引きが増加傾向にあります。

昨年扱った特異な事案としては、学区を越えて形成された非行少年グループのメンバーによるオートバイ窃盗事件、監禁傷害事件などがありました。

府中署が、平成23年中に送致した少年事件113人のうち、逮捕した人数は34人で、逮捕率は30.1%でした。

参考として、島部を除く警視庁96署の平均逮捕率は、17.6%となっています。

これからの取り組みについてですが、少年の健全育成についての府中署の方針は、従来からの少年補導、少年相談による個別指導を継続実施し、少年非行の芽が大きくなる前に摘み取るほかに、何回も非行行為を繰り返している少年には、逮捕という厳しい姿勢で臨んでいます。

今年も、未来ある少年のために、そして家庭・地域・学校との絆づくりや規範意識の向上と非行を生まない社会作りのために、ボランティアの皆様や学校、保護者そして地域の皆様と協力して少年育成対策を推進していく所存ですので、皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

#### 【委員より質問】

お話のありました非行少年グループについて、ご説明お願いいたします。

**【委員より回答】**

平成21年に、市立中学校の男子生徒9名で発足したと聞いておりますが、現在はメンバーの逮捕等によりほぼ解散状態にあります。

**【了承】**

(3) 児童相談の現状について

**【委員より資料「平成23年度における多摩児童相談所管内における現状」に基づき説明】**

資料の1「23年度の相談状況」についてですが、4月から12月までで合計650件の相談を受けております。内訳については養護相談が295件、障害相談が238件、非行相談が33件、育成相談が51件、その他の相談が33件となります。また養護相談のうちの177件、約6割が虐待相談になります。

次に、資料の2「23年度府中市の相談状況」ですが、4月から12月までの合計で242件です。内訳は、養護相談が96件、障害相談が110件、非行相談が13件、育成相談が15件、その他8件となります。

府中市の特徴としては、障害相談が多くみられます。その次に、養護相談となり、養護相談のうちの69件が虐待相談となります。

資料の3「府中市における相談受付の推移」を見てみますと、養護相談、障害相談、非行相談、育成相談にグラフが集中しています。

資料の4「一時保護とその後の支援」についてですが、これは虐待、家庭環境、家庭の問題等により児童を保護しなければいけないという状況になっ



た時の23年4月から12月における府中市で取り扱った一時保護の件数です。

虐待によるものが20件、家族環境による養育困難によるものが1件、傷病による養育困難によるものが2件、触法少年の粗暴行為によるものが1件、ぐ犯行為等・盗みによるものが1件と合計で25件になります。25件中9件の事案については、一時保護後、児童福祉施設に引き継いでおります。

資料の5「府中市における虐待相談の推移」ですが、20年度から23年度の第三四半期までに児童相談所で受理した養護相談を棒グラフで表しております。棒グラフの全体が、養護相談件数を表しており、「虐待相談」と「その他の養護相談」に分けております。23年度を見てみますと「その他の養護相談」が27件ですが、20年度においては67件であり、年度を追うごとに「その他の養護相談」が減少し、逆に「虐待相談」が増加していることが読み取れます。

この意味するところは、「その他の養護相談」は、子ども家庭支援センター一等である程度フォローできているが、市に権限のない一時保護であるとか、児童相談所に送らないと問題が解決しない虐待相談についての件数が増えていることとなります。ここから児童相談所の役割が見て取れるかと思えます。

資料の6「市別養護相談における虐待相談割合の推移」ですが、先ほど説明しましたように、養護相談の中の虐待相談の比率を表したものです。

それぞれ実数では比較にならないため、20年度から23年度の第三四半期までの比率を比較しております。

府中市のグラフを見ていただきますと、20年度には48.4%だったものが、23年度には71.8%になっており、養護相談における虐待相談の比率が伸びてきていることがわかるかと思えます。他市においても、概ね同

じような傾向が見て取れます。

最後になりますが、資料の 7「今後の児童相談所に係る事項」についてです。

一つ目は、1月17日に出了した「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方についての提言」です。これにつきましては、東京都が委託していた里親が里子に対し、虐待し死亡させ傷害致死の疑いで逮捕・起訴されたという事件を受け、東京都が、検証委員会に諮ったもので、これはその中間のまとめになります。骨子としては、認定について、児童相談所の対応、児童相談所と関係機関との関わり、援助体制の強化、養育家庭に求められるものの5点になります。

二つ目は、民法及び児童福祉法の改正になります。民法の改正では、親権の一時停止等が盛り込まれる他、児童福祉法の改正では、同意がなくとも2ヶ月を越える一時保護をできるようにすることや一時保護中の児童相談所長の権限等を法的に整備し子どもを安全に救っていくということが、法律にも明記されることになります。

3つ目のその他、里親制度の変更ということですが、震災に伴って制度が見直され変更がなされました。

全体としても制度を使いやすくするための変更と理解していただければと思います。

最後になりますが、今までの話はいくまでも児童相談所が受けた相談件数であり、子ども家庭支援センターが受理している相談件数はこんなものではないと思います。市と児童相談所との連携の中で、これまでのところ大きな問題も起きていません。

関係機関との連携や協力体制の強化は、児童虐待の早期発見、虐待防止につながることから今後も継続してまいりたいと考えておりますので、どうぞ

よろしくお願いたします。

**【委員より意見】**

児童虐待を防止するために、お世話いただきありがとうございます。

年末にも通常の時間外に通報させていただきました。その際には、府中警察署の少年係にも大変お世話になりました。

市民の方も通報してくださいませし、民生委員としても大変苦勞しながら対応していますが、通常の時間外に起きることが多いことですから、そのような時に対応できるように、また、保護者の方から民生委員が後からいわれのない非難を受けることがないように、ご尽力いただければと思います。よろしくお願いたします。

**【委員より回答】**

通常、市民の方から、大声で泣き声がする等、児童相談所あるいは家庭支援センターに通告ということで情報提供があります。

そういった中で、通告者の身元は明かさないことは大原則になっており、法的にも謳われております。ですので、誰々からの通告ということは、口が裂けても言わないところです。

これが原則ですが、もし、先ほどご指摘あったようなことがあったようですと職員の認識不足だったのかと思います。

誰々からの通告ということと言わないことは、法的にも裏付けられているということで安心して通告していただきたく思います。

通告は義務であるということで、それを守る法律もあります。もし、間違って通告したとしても責を問うことはございません。私どもの方で、非該当ということで処理します。それよりも、無視されることが一番恐ろしいこと

だと思います。これからも、ご協力をいただければと思います。

**【委員より質問】**

府中市における虐待相談の件数の比率があがっているとの説明をいただいたが、この推移から何か読み取れることはありますか。

**【委員より回答】**

資料のグラフが意味するところは、虐待ケースの増加です。

通常の家であれば、家庭のバランスがとれており問題はないのですが、その家族構成が崩れると、子どもに対する虐待が起りやすくなると言われております。

リスクが一番高いのは、特定妊婦といわれております。

通常であれば、妊娠をして医者から指導を受け、出産した後も検診を受けます。これが、バランスが崩れると一切受けなかったり、ショートカットしたりする母親がいます。

飛び込み出産とか自宅での出産、それから高校生の出産ですとか、望まれない出産ですとか、そういった妊婦のときから注意しないといけないというケースを特定妊婦といいますが、そういう件数が多くあります。

全国的には、出生ゼロ日で死亡する報告もございます。まずは、特定妊婦、出産というところでリスクが高くなっています。

その次に、保護者で精神疾患になられているケースですが、育児をするのは厳しくリスクがあります。

また、早期出産や母子家庭・父子家庭であると経済的リスクがあります。

その他、最近では、虐待に関する一般市民のアンテナが高くなっていることもあげられます。

これらの要因が合わさった結果、増えていると思います。

**【了承】**

(4) 社会環境浄化活動及び青少年健全育成情報紙の発行について

**【事務局より、資料2及び資料「青少年健全育成情報紙けやきち通信創刊号」に基づき説明】**

お手元の会議資料2 1ページ資料2をご覧ください。

1番の「府中市青少年健全育成協力店」指定制度の推進状況につきましては、昨年7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」中に、青少年対策地区委員会の方々に、未加入店舗に対する協力要請活動をしていただきました。

その結果、新たに17店舗が協力店に加わり、現在、144店舗の事業者のご理解ご協力を得て事業を推進しております。

また、強調月間中の11月24日に、「協力店連絡会」を開催し、意見・情報交換等を行いました。

今回の連絡会では、本協議会委員である立川少年センターの深川所長に「青少年を取り巻く環境について」というテーマで、ご講演をいただいた他、府中警察署刑事組織犯罪対策課の倉田様に「暴力団対策の現状について」お話いただきました。

当日は、協力店事業者や連絡会委員のほか、青少年対策地区委員やPTA会長の皆様にもご出席をいただき、大変有意義なものとなりました。

今後につきましても、青少年対策地区委員会をはじめ関係機関の皆様にご

協力をいただき、より良い環境づくりを推進していく予定でございます。

次に2番の事業者に対する未成年者飲酒・喫煙防止協力依頼について、ご説明いたします。

飲酒・喫煙等、青少年による非行を未然に防止するため、昨年12月、府中警察署及び青少年対策地区委員会の協力を得て、京王線府中駅周辺のコンビニエンスストアを中心に16店舗を訪問し、「酒・たばこ販売時の年齢確認の徹底」について協力を要請いたしました。中には、年齢認証をせずに酒を販売する自動販売機を設置していた事業者もありましたが、訪問後、改善したとの報告を受けております。また、その他の地域におきましても、青少年対策地区委員会の方々が事業者に対し文書を配布しております。

次に3番の図書類収納自動販売機の設置業者に対する調査活動についてご説明いたします。

東京都青少年健全育成条例に基づき、市内の図書類収納自動販売機を調査しております。昨年12月に、府中警察署の生活安全課員にご協力をいただき、市と警察による合同調査を実施した結果、21ページ下段の表にありますとおり市内における図書類収納自動販売機の設置台数は前回調査から5台減り、2箇所8台でした。今後も都の主管課・警察との連携を密にし、効果のある調査・監視活動を実施していく予定でございます。

次に4番の薬物乱用防止等の啓発活動についてご説明いたします。

本年も、成人の日記念「青年のつどい」会場において、府中警察署・府中母の会のご協力を得て、薬物乱用防止を訴える啓発物の配布を行ないました。

今後も、さまざまな機会をとらえて、青少年に対する薬物乱用防止の啓発を実施していきたいと考えております。

次に、お手元にお配りしております、見開きB3サイズの「けやきち通信」をご覧ください。

皆様のご協力のおかげで、今回、青少年健全育成情報紙「けやきち通信」を無事に創刊することができました。25,000部発行し、市内各小・中学校、高等学校、文化センター等の施設のほか、各地区青少年対策地区委員会、健全育成協力店等に配布しております。今年度は、年1回11月の発行でしたが、来年度は年1回7月の発行を予定しております。

皆様のご意見・ご要望等を反映し、来年度以降よりよい紙面といたたく存じますのでご協力をよろしくお願いいたします。

**【意見質問は無し、了承】**

### 3 情報交換

児童・生徒の現状について

**【委員より中学校の現状を説明】**

学校の立場から、5点お話をさせていただきます。

一点目は、最近の中学生の問題行動の傾向についてです。

かつて、中学校で問題行動が多発した時期は、学校内で校舎破壊があったり、生徒間あるいは対教師への暴力があったり、校内喫煙等が課題となっておりました。

今、市内11校みましても、それほど大きな事象は起きていません。

しかし、その一方で、学校からドロップアウトしている一部の生徒が地域でぐ犯性のある行為をするという傾向が、特に昨年から今年にかけて増えているように思います。例えば、飲酒、喫煙、万引き、深夜はいかいといったものです。

飲酒については、青少対等様々な働きかけをしていただいているところです。

二点目は、中学生の学校間での交流についてです。

この件については、先ほどもお話がありましたが、近隣の市の中学生グループとの交流があり、一緒に集まって行動するような事例が増えています。時には、学校間のグループ同士でけんかをすることもあります。

去年のような大きなグループではありませんが、小さなグループが複数あり、学校としては個別に対応している状況です。

三点目は、グループの形成手段についてです。

グループを形成する際に、昔は塾等のつながりが多くみられましたが、今はメール等を使ってグループを形成するケースが多く、学校としてもつながりや実態を把握しにくくなっている状況です。

四点目ですが、グループを形成する中学生の保護者についてです。

保護者の方にも、多様な考え方をされる方がおられることから、学校としても各々に応じた対応を求められています。

五点目ですが、家庭の養育力についてです。

問題行動を起こしている生徒の家庭には、ほとんどあてはまることですが保護者の方も忙しく、なかなか進路や相談ができないケースもあります。

スクールカウンセラーを中心に校内の相談体制を作って対応していますが、学校だけで対応できない場合には、関係機関の方々にお集まりいただいて、連携を図りながら対応を協議し進めている状況です。

以上、中学生の問題行動に関して5点お話しさせていただきましたが、一方で多くの生徒は、行事に参加したり、部活動で活躍したり、ボランティア活動を行うなど頑張っている現状が多くございますので、そちらのほうにもぜひ目を向けて健全育成を進めていただきたく思います。

**【委員より高等学校の現状を説明】**



都立高校ですが、府中市内には、普通高校が3校、それから農業高校、工業高校がございます。

工業高校である本校の視点で、高校生の様子をお伝えしたいと思います。

一般に、工業高校といいますと怖いというイメージがありますが、本校に関しては落ち着いており大きな怪我や事故もない状況です。

本校には、生活指導部というものがあり、朝、子どもたちに声をかけています。子どもたちには、元気・根気・やる気という三つの気をしっかり育成しようということで、特に生徒たちにはあいさつをしようと訴えかけています。

私が着任してきた当時は、校内であいさつをする生徒は20パーセントを切る状況でしたが、3年たった今では100%近くの生徒があいさつを交わしてくれます。

中には、駅とかですれ違う際にあいさつをしてきたりということも結構ありますので、だいぶあいさつが浸透してきたと思っております。

その中で本校では、朝の様子で元気がない生徒に対しては「どうしたのか」等の声をかけ教科担任同士で連携をとりながら、接しています。

また、昨年から本校は安全教育推進校として認定されております。

自転車の事故が増えておりますので、交通安全教育について警察の方をお願いをし、講演等を行っていただいております。

他にも、コンピュータの扱い方等IT教育においても、健全育成ということで、犯罪に巻き込まれないように努めています。

その他には、生徒の居場所づくりを考えながらやっております。

土曜日に部活をしている生徒がかなり増えました。部活のほかにも、土曜日に補習をやっております。本校は、ものづくり教育の推進校になっておりますので国家資格の取得に力を入れており、毎週、110名くらいの生徒が電気工事士の資格取得を目指して講習を受けています。また進学指導として、市内の

進学塾の講師に来ていただいて英語と数学の勉強を行ったりもしています。

最後になりますが、高校改革が平成24年度から10年スパンで始まります。

本校におきましても、府中市内の方々からアンケートをとりまして、地域のニーズにあった学校づくりに向け、東京都へ高校改革を申請しています。

今後も、地域と連携をとりながら青少年の健全育成を進めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

#### 【委員より質問】

先ほど、環境浄化の推進ということで薬物乱用の防止についてお話がありましたが、中学校、高校においてはどのような取り組みをなさられていますか？

#### 【委員より回答】

中学校では、セーフティ教室を各学校で年に一回開催しており、その中で扱うケースが多いです。学校によって多少異なりますが、本校の場合ですと、セーフティ教室で扱う内容として、ネットによる加害被害、交通安全、薬物乱用の3つのテーマについて3年間のローテーションで設定しており、生徒がいずれかの学年で経験できるようにしております。

それから、警察からの薬物乱用防止のポスターや標語などの取り組みなどにも、協力させていただいております。

また、保健体育の授業の中に、薬物乱用に関する指導内容がありますので、授業の中でも指導しております。

#### 【委員より回答】

高校では、薬物乱用については、警察の方に来ていただいて指導していただく他、保健の授業の中で、薬物の乱用について教諭のほうから指導したりして

います。

**【委員より情報提供】**

地域からの情報をお聞きしていただきたいと思います。

白糸台2丁目の国道20号線下のトンネル壁画についてですが、これはもともと書かれていた落書きを何とかして欲しいという地域からの要望があり、壁画を作成することになりました。

昨年の3月下旬に作成を予定していたが、大震災の影響により延期になり、昨年11月、府中第二中学校の生徒会と青少年対策第二地区委員会が主体となって、落書きを消去して壁画を作成しました。

壁画のデザインにつきましては、二中学生に募集をかけデザインを決定し、壁画を完成することができました。完成までにのべ5日間かかり、二中学生が67名参加したほか、青少対委員、PTA、教職員、府中警察署、市役所、東京都、塗装組合など様々な方々のご協力を得られ、のべ170名が参加しました。

環境美化の観点からも実施して良かったと思いますし、近隣の方々からも明るくなって通りやすくなったとの声をいただいております。

皆様も付近を通行されることがありましたら、ぜひ見ていただければと思います。

#### 4 その他

**【教育委員会より情報提供】**

青少年の健全育成に関わる多様な問題に対応するため、学校が家庭、地域社会と一体となり、子どもたちを育てることは大変重要なことだと考えておりま

す。

その方策の一つとして教育委員会では、学校教育プラン21の主要課題の一つである府中版コミュニティスクールの設置に向けて、検討を進めています。

現在、市内の日新小学校、府中第五中学校の二校をモデル校として平成23年、24年の2ヵ年で学校、地域の実態に応じた組織や機能のあり方について検証を進めております。

基本構想といたしましては、学校、家庭、地域住民等が一体となり、青少年の健全育成を含めた様々な課題に対して具体的な行動を通して解決にあたるコミュニティを意図し府中市独自の伝統や地域文化に根ざしたコミュニティ作りを目指しています。

学校からの情報発信を主とする従来の開かれた学校づくりから地域と学校が一体となり、双方向の活性化を狙いとする、地域とともにある学校づくりへ教職員の意識改革に努めてまいります。

今後も関係機関の皆様、地域の皆様のご理解・ご支援をいただき学校教育のよりいっそうの充実を図ってまいりたいと考えております。

## 5 閉会

副会長より、会議の終了を宣言され、協議会は閉会となった。